

既修得科目の認定の適否に係る整理表

転入・編入元	受験資格取得可					
	介護福祉士養成施設等 (専門学校・短大・4大)			福祉系高校		
	人間と 社会	こころと からだの しくみ	介護	人間と 社会	こころと からだの しくみ	介護
介護福祉士養成施設等 (専門学校・短大・4大)	○	○	○	—	—	—
他の資格の養成施設等	○	○	×	—	—	—
その他の専門学校・短大・4大	○	○	×	—	—	—
福祉系高校	×	×	×	○	○	○

○…認定可
×…認定不可

【参考1】 現行制度における既修得科目の認定の取扱い

「転入学(編入学を含む。)は認められない旨が学則に規定されていること」が介護福祉士養成施設等の基準として設定されているため、他の介護福祉士養成施設等やその他の養成施設等における既修得科目を介護福祉士養成施設等の科目として認定することは認められていない。

【参考2】 専修学校設置基準、短期大学設置基準及び大学設置基準の比較表

比較項目	専修学校設置基準	短期大学設置基準	大学設置基準
他の専修学校、短期大学又は大学における授業科目の履修等	<p>(他の専修学校における授業科目の履修等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を越えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p>	<p>(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)</p> <p>第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位)を越えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目が我が国において履修する場合について準用する。</p>	<p>(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)</p> <p>第28条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を越えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学及び短期大学が行う通信教育における授業科目が我が国において履修する場合について準用する。</p>

比較項目	専修学校設置基準	短期大学設置基準	大学設置基準
専修学校、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修	<p>(専修学校以外の教育施設等における学修)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第2項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を越えないものとする。</p>	<p>(短期大学及び大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第15条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。</p> <p>2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては前条第1項及び第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては前条第1項及び第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位)を越えないものとする。</p> <p>○ 短期大学設置基準第15条第1項の規定により短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件(平成3年文部省告示第69号)(抄)</p> <p>短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第15号第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成3年7月1日から施行する。</p> <p>三 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの</p>	<p>(大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第29条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。</p> <p>2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を越えないものとする。</p> <p>○ 大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件(平成3年文部省告示第68号)(抄)</p> <p>大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第29号第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成3年7月1日から施行する。</p> <p>三 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの</p>

比較項目	専修学校設置基準	短期大学設置基準	大学設置基準
<p>入学前の授業科目の履修等</p>	<p>(入学前の授業科目の履修等) 第11条 (略) 2 (略) 3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修(第14条の規定により行った授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った前条第3項及び第5項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。 4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第9条第2項並びに前条第3項及び第5項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を越えないものとする。</p>	<p>(入学前の既修得単位の認定) 第16条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(次条の規定により修得した単位を含む。)を当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年数が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位)を越えないものとする。この場合において、第14条第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年数が2年の短期大学にあつては45単位、修業年限が3年の短期大学にあつては53単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては45単位)を越えないものとする。</p>	<p>(入学前の既修得単位の認定) 第30条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第31条の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第28条第1項及び第2項並びに前条第1項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を越えないものとする。</p>

VIII 情報公開

VIII 情報公開

- 介護福祉士養成施設については、今後、その入学希望者が自らの希望に応じて適切な選択ができるよう、必要な情報を提供していくことが重要であり、こうした観点に立って一定の内容について、新たに情報開示を義務付けていくこととする。

1. 現行の要件

- 現行の介護福祉士養成施設の指定基準においては、情報開示に係る具体的な規定は定められていないところ。
- しかしながら、平成18年7月に取りまとめられた介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書「これからの介護を支える人材について」においては、次のとおり提言がなされているところ。

- ・ 養成施設の施設設備等については、現在、必要な教室、教育用器具機材、図書の整備など項目ごとに詳細に定められている。しかしながら、今後、教育内容の見直しに合わせ、養成施設入学希望者等への情報提供を図る観点から、**施設設備の整備状況の情報を提供することを前提として、関係者の意見も十分踏まえつつ、必要な規制緩和や要件の弾力化を検討すべきである。**
- ・ 養成施設入学希望者が養成施設を選択できるよう、養成施設が**教育内容(カリキュラム、シラバス、教科書等)、教員のプロフィール、施設設備の整備状況、実習先等について、情報提供をすることが重要である。**

※ なお、ワムネットにおいては、ワムネットに加入する養成施設の任意で所定のフォーマットにより、情報を開示しているところ。(→p.73)

2. 他制度の状況

(1) 保健師助産師看護師学校養成所・理学療法士作業療法士養成施設

⇒ 指定基準において、情報開示に係る具体的な規定は定められていない。

(2) 訪問介護員養成研修事業者・介護支援専門員研修事業者

⇒ 指定基準において、情報開示に係る具体的な規定は定められていない。

(3) 介護職員基礎研修事業者

⇒ 指定基準(「介護員養成研修の取扱細則について」平成18年6月20日付け老振発06200001号老健局振興課長通知)において、情報開示に係る規定が次のとおり定められている。

- ・ 研修事業者は、教育体制(講師、設備等)、教育内容(シラバス、演習手法、教材等)、実績情報、受講者や事業者(研修修了者の雇用者)からの評価等の情報項目(別表4「研修機関が公表すべき情報の内訳」)を自らホームページ上などにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めること。また、研修事業者の指定を行う都道府県は、研修事業者による情報の開示が適切に行われているか、研修事業者の実態と開示内容とに齟齬がないかを定期的に確認すること。

(4) 介護サービス事業者

⇒ 介護サービス事業者については、介護保険法において一定の内容の情報について公表しなければならないことが規定されており、これを適切に行わなかった場合、指定の取消事由に該当することとなる。

(参考1) ワムネットにおける情報開示項目

<p>基本情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・課程名称、住所、電話番号・FAX番号、種類・修業年限、定員、開設年月日 ・設置主体名称、設置主体住所、設置主体理事長 ・学校長、専任事務職員
<p>教員情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専任教員の氏名、担当科目、保有資格 ・専任教員以外の教員の氏名、担当科目、保有資格 ・教員の異動状況
<p>実習施設情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設名、施設種別、運営主体、設置年月日、入所定員、実習指導者 ・実習の配属施設名、施設種別、期間、実人数、巡回指導の実施回数
<p>運営状況情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目、授業の実施形態、時間数 ・入学定員、受験者数、合格者数、辞退者数 ・前々年度までの卒業者数、前年度の卒業者数、前年度までの卒業者数の合計 ・健康診断の項目、健康診断の内容 ・費目、本年度の負担額、前年度の負担額 ・就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数

(参考2) 他制度における情報開示項目

	介護職員基礎研修事業者	介護サービス事業者
法人に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人格、法人名称、住所 ○ 代表者名、研修事業担当理事、取締役名 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人名称、住所 ○ 代表者氏名、取締役名 ○ 法人の設立年月日 等
事業者に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所名称、住所 ○ 理念 ○ 学則 ○ 研修施設、設備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所名称、住所、電話番号 ○ 介護保険事業所番号 ○ 事業所の管理者氏名、職名 ○ 事業所までの利用交通手段 等
事業内容に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 ○ 研修のスケジュール(期間、日程、時間数) ○ 定員(集合研修、実習)と指導者数 ○ 研修受講までの流れ(募集、申し込み) ○ 費用 ○ 留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等 ○ 課程編成責任者名 ○ 科目別シラバス ○ 科目別担当教官名 ○ 科目別特徴 ○ 科目別通信、事前、事後学習とする内容及び時間 ○ 通信課程の教材、指導体制、指導方法、課題 ○ 修了評価の方法、評価者、再履修等の基準 ○ 協力実習機関の名称、住所 ○ 協力実習機関の介護保険事業の概要 ○ 協力実習機関の実習担当者名 ○ 実習プログラム内容、プログラムの特色 ○ 実習中の指導体制、内容 ○ 協力実習機関における延べ実習数 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営方針 ○ 介護サービスの内容 ○ 介護サービスの特色 ○ 介護サービスの利用料 等
従事者に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名前 ○ 略歴、現職、資格 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職種別の従業者の数 ○ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数 ○ 従業者の経験年数 等
実績に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の研修実施回数(年度ごと) ○ 過去の研修延べ参加人数(年度ごと) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者への介護サービスの提供実績 等
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申し込み、資料請求先 ○ 法人の苦情対応者名、役職、連絡先 ○ 事業所の苦情対応者名、役職、連絡先 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情対応窓口の状況 ○ 賠償すべき事故が発生した場合の対応 ○ 利用者の意見把握の体制、第三者評価の実施状況 等

(注1)介護職員基礎研修については、必須項目のみ整理した。

(注2)介護サービス事業者については、介護サービス情報の公表制度のうち、基本情報のみ整理した。

3. 見直し案

(1) 情報開示の項目

- 介護福祉士養成施設における情報開示の項目については、介護職員基礎研修事業者やワムネットにおける情報開示の項目を参考としつつ、次のとおり定め、これらの開示を義務付けることとする。

【法人情報】

- ① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先
- ② 法人代表者氏名
- ③ 養成施設以外の実施事業
- ④ 財務諸表

【養成施設情報】

- ① 養成施設名称、養成施設の住所・連絡先
- ② 養成施設代表者氏名
- ③ 養成施設の開設年月日
- ④ 学則
- ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要